

委提第 1 号

北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

会議規則第 14 条第 2 項の規定により、北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和 7 年 3 月 25 日 提出

提出者 議会運営委員長 岡 村 有 正

北本市議会議長 滝 瀬 光 一 様

北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

北本市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「会派」の次に「又は会派に所属する議員」を加える。

別表広報費の項中「会派が」を「会派又は会派に所属する議員が」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行し、同日以後に行う第4条第1項に規定する活動について適用する。

委提第 1 号参考資料

北本市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

(下線は改正部分)

現 行	改 正 案				
(経費の範囲) 第 4 条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費以外のものに充ててはならない。 2 (略) 別表 (第 4 条関係)	(経費の範囲) 第 4 条 政務活動費は、会派又は会派に所属する議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加など市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動に要する経費以外のものに充ててはならない。 2 (略) 別表 (第 4 条関係)				
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="237 951 394 1083">広報費</td><td data-bbox="394 951 1077 1083">市政又は会派の活動について会派が市民に報告するために要する経費</td></tr> </table>	広報費	市政又は会派の活動について会派が市民に報告するために要する経費	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1122 951 1279 1083">広報費</td><td data-bbox="1279 951 1962 1083">市政又は会派の活動について会派又は会派に所属する議員が市民に報告するために要する経費</td></tr> </table>	広報費	市政又は会派の活動について会派又は会派に所属する議員が市民に報告するために要する経費
広報費	市政又は会派の活動について会派が市民に報告するために要する経費				
広報費	市政又は会派の活動について会派又は会派に所属する議員が市民に報告するために要する経費				